

町営住宅の入居者を募集しています！

町営住宅（公営住宅・改良住宅）とは？

低所得者の方の居住の安定を図るために建設する賃貸住宅のことです。
令和元年12月1日現在、福島町では4団地、40棟226戸の町営住宅を管理しています。

入居をご希望の方は、建設課建築係までお申込みください。なお、希望される住宅に空きがない場合、空き待ちとなりますのでご了承ください。



入居申込みできる人は？

- 住宅に困窮している
- 持家がない
- 税金・公共料金等に滞納がない（保証人含む）
- 入居する世帯に暴力団員がいない
- 入居時に福島町に住所を有している
- 入居世帯全員の政令月収合計^{*1}が「15万8千円以下」、裁量階級^{*2}の場合は合計「21万4千円」である

全て☑の方が
申込みできます



^{*1}（世帯全員の年間所得額－同居及び別居扶養親族控除－特別控除）÷12か月。

※ 世帯の状況に応じて控除額が異なります。

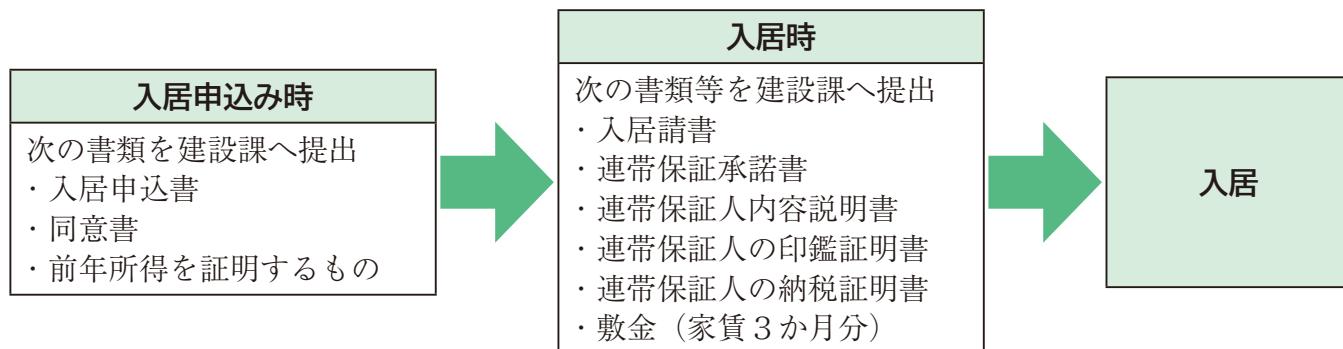
^{*2} 住宅の困窮度が非常に高いことから、収入基準が緩和された世帯のこと。

- ① 60歳以上で同居者が60歳以上または18歳未満の世帯
- ② 入居者が同居者が障害者手帳の交付を受けている世帯
- ③ 入居者に小学校就学の始期に達するまでの子どもがいる世帯

入居した場合の注意事項

- ・ 収入や世帯の状況を毎年申告していただく必要があります。
- ・ 入居する住宅や世帯の収入状況、世帯構成により、家賃は毎年異なります。
- ・ 入居者の責により住宅が破損した場合（経年劣化以外）、修繕していただきます。
- ・ 家賃のほかに、共益費（浄化槽代や共同部分電気代）が発生する住宅があります。

入居申込み～入居までの手続き



お問い合わせ先

建設課 建築係 ☎47-3006